

第5号議案

令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会会則（以下「会則」という。）第10条の規定に基づき設置される専門委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 会則別表に掲げる専門委員会（以下「各専門委員会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから、令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 令和9年度全国高等学校総合体育大会の開催に係る機関又は団体の役職員にある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(役員の職務等)

第3条 各専門委員会に、委員長を1名、副委員長を1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、会長が指名する。
- 3 委員長は、各専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、会長が委嘱した日から会則第10条第1項に規定する専門委員会の目的が達成されるときまでとする。ただし、委員長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

- 2 委員が委嘱時に所属していた機関又は団体の役職を離れたときは、その委員は辞職したものとみなし、当該委員が所属していた機関又は団体における役職の後任者が、委員を務めるものとする。

(会議)

第5条 各専門委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 各専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 やむを得ない理由のため各専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任するか、又はオンラインで議決に加わることができる。この場合、前項の規定の適用については、当該委員の出席があったものとみなす。
- 4 委員長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し書面をもって評決し、会議の議決に代えることができる。

(事務)

第6条 専門委員会に関する事務は、令和9年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会事務局において取り扱うものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。

【 別 表 】

令和９年度全国高等学校総合体育大会東京都実行委員会
専門委員会の名称及び付託事項

専門委員会の名称	付 託 事 項
競技専門委員会	1 競技種目別大会の実施計画及び運営に関すること。 2 競技種目別大会の実施要項及びプログラムに関する こと。 3 競技種目別大会運営経費に関すること。 4 競技種目別大会の役員及び補助員に関すること。 5 競技施設・設備及び競技用具に関すること。 6 その他、競技に関すること。
広報・報道専門委員会	1 広報及び報道の全体計画に関すること。 2 広報資料、ポスター、入賞メダル、参加章等に関する こと。 3 競技記録の收受、収集及び速報に関すること。 4 報道機関との連絡調整に関すること。 5 その他、広報、報道及び通信に関すること。
宿泊・衛生専門委員会	1 宿泊の全体計画に関すること。 2 宿泊要項及び宿泊料金に関すること。 3 食品衛生及び環境衛生に関すること。 4 献立及び弁当調達に関すること。 5 医療及び救護に関すること。 6 その他、宿泊、衛生及び医療に関すること。
輸送・警備専門委員会	1 輸送及び交通の全体計画に関すること。 2 競技種目別大会の輸送に関すること。 3 交通規制及び指導に関すること。 4 警備及び防災の全体計画に関すること。 5 競技種目別大会の警備及び防災に関すること。 6 宿舍等の防災に関すること。 7 その他、会場案内、輸送、交通、警備及び防災に関 する。